

令和2年11月20日

関係者各位

一般財団法人長野県剣道連盟
会長 加瀬 浩明
〈公印省略〉

長野県「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」修正に伴う
行事開催の扱いの見直しについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、11月4日付で、長野県が独自で定める「新型コロナウイルス感染症・警戒レベル」が修正されました。それに伴い、本連盟の諸行事の開催中止及び延期、特例措置等についても見直しが必要となりました。

つきましては、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 開催中止または延期となる基準及び対応について

- (1) 全県において、感染警戒レベル（1～6）の「レベル4」が発令されたとき →中止とする
期日、会場等を変更して開催することができる場合は延期、代替行事開催
※状況により全県で「レベル4」発令とならなくても中止または延期となる場合もある。
- (2) 行事開催会場が所在する圏域（保健所管轄）において、感染警戒レベルの「レベル4」が発令されたとき
 - ①期日、会場等を変更して開催することができる場合 →延期または代替行事開催とする
 - ②開催行事が上位大会予選会で、期日、会場等を変更して開催することができない場合
→予定どおり開催する
ただし、状況によりやむを得ず中止とする場合もある。
 - ③上記②に該当しない場合 →中止とする
- (3) 各支部・加盟団体の行事についても（1）（2）に準じることを原則とする。

2 行事参加の基準について

- (1) 居住地の圏域で感染警戒レベルの「レベル4」が発令されたときは、該当行事に参加することができない。ただし、感染警戒レベルが引き下げられた場合、その圏域の参加者を対象に別日に代替行事を開催する。
- (2) (1)に関わって、代替行事開催や開催延期ができず、その行事が上位大会予選会としての扱いである場合は、参加について県連に相談する。

3 行事参加にあたって

- 参加者は行事開催期日 14 日前より体調を観察、その結果を「参加者確認票」に記録し、行事当日に必ず提出する。

4 行事開催に関わる連絡について

- 上記1～3に関わる連絡は、県連 HP 掲載及び各支部・加盟団体に通知する。 以上

一般財団法人長野県剣道連盟 専務理事 塩崎 正昭 〒380-0844 長野市諏訪町 503 TEL 026-237-8939 FAX 026-235-8266
